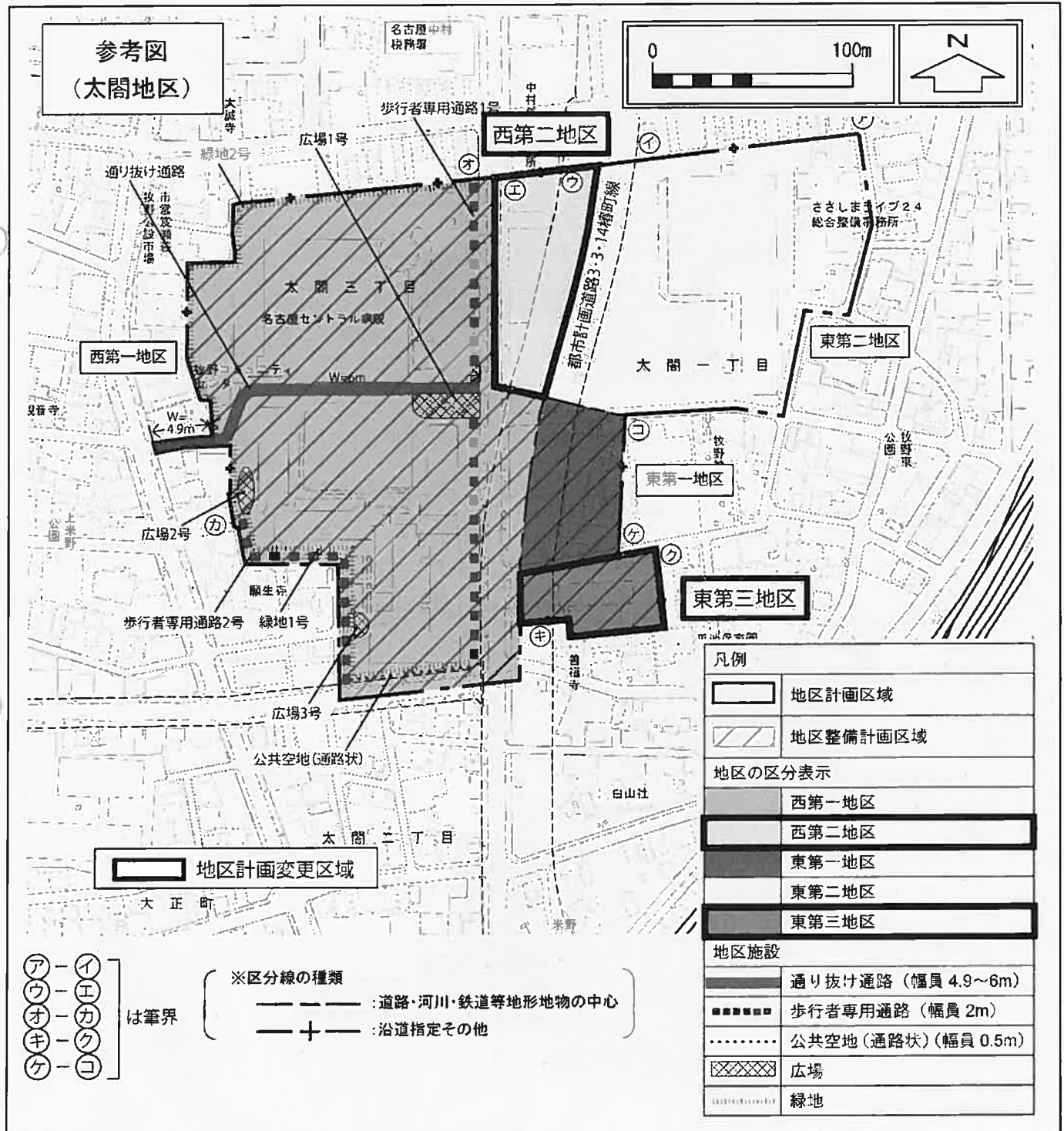


案件6 太閤地区について

(1) 関連議案

第12号議案 名古屋都市計画地区計画の変更（太閤地区）

(2) 都市計画変更の概要

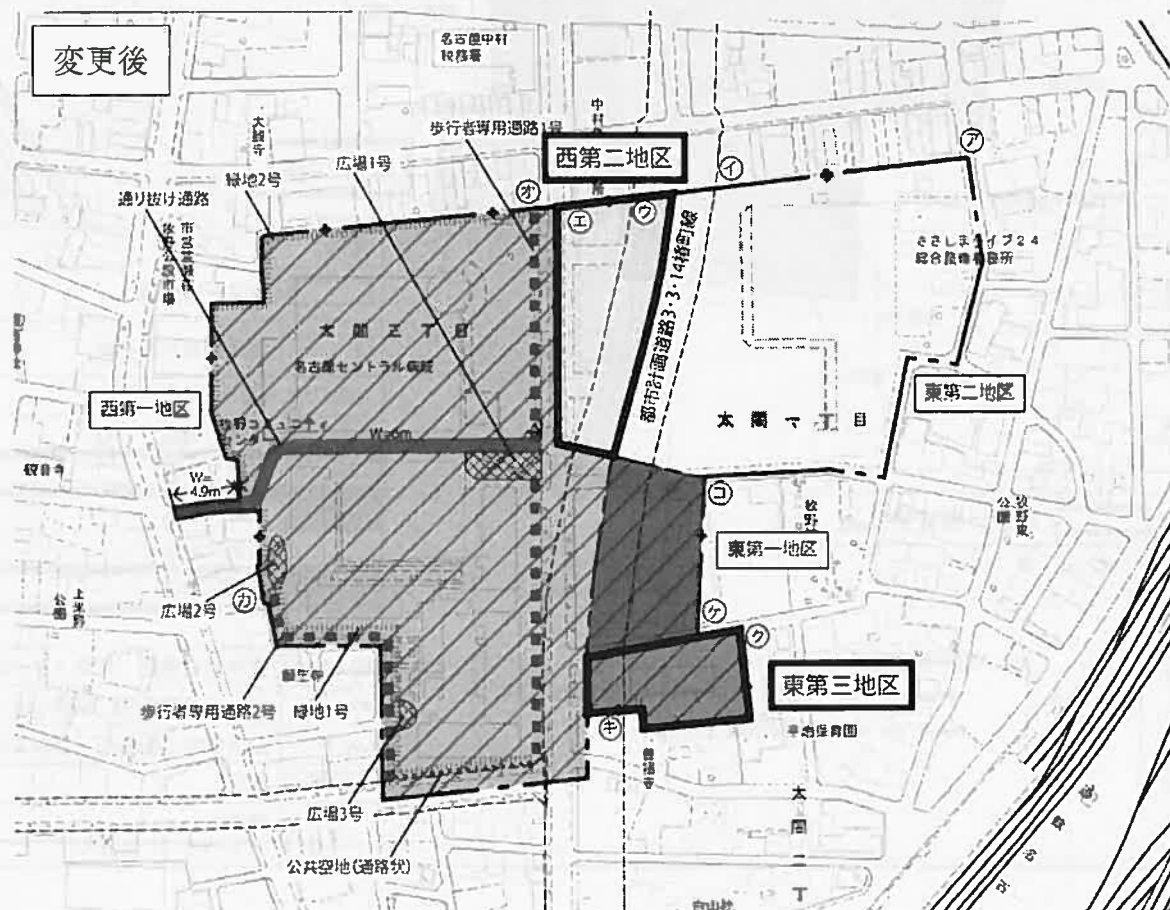


① 新旧対象

変更前



変更後



② 建築物等の制限の概要（下線は主な変更箇所を示す）

名 称		太閤地区計画		
位 置		名古屋市中村区太閤一丁目及び三丁目の各一部		
面 積		約 6. 2 h a		
目 標		本地区では、椿町線沿道の高度利用を図りつつ、都心定住に資する市街地の形成をめざすとともに、周辺環境と調和のとれた明るく親しみの持てる都市景観の形成を図る。		
方 針		地区の特性に応じて区域を区分し、地区周辺と調和した良好な都市環境の形成を図る。		
その他の方針		敷地面積の 1 0 分の 2 を目標として区域内を緑化		
地区整備計画	地区施設	通り抜け通路、歩行者専用通路、公共空地(通路状)、広場、緑地		
	区分の名称 (面積)	西第一地区 (<u>3. 4 h a</u>)	東第一地区 (<u>0. 4 h a</u>)	東第三地区 (<u>0. 2 h a</u>)
	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類する建築物禁止。 2 カラオケボックスその他これに類する建築物禁止。		
	容積率の 最高限度	1 全部を住宅用途に供する建築物 3 0 0 % 2 全部を住宅以外の用途に供する建築物 2 0 0 % 3 住宅部分と住宅以外の部分を含む建築物 2 0 / 1 0 + R / W R : 住宅部分の床面積 W : 建築物全部の延面積	—	
	容積率の 最低限度	7 0 %	—	
	建蔽率の 最高限度	6 0 %		1 椿町線から 3 0 m 以内 8 0 % 2 椿町線から 3 0 m 超 6 0 %
	敷地面積の 最低限度	5 0 0 m ²		<u>1 3 0 m²</u>
	壁面の 位置の制限	1 敷地境界から 3 m 以上 2 通抜通路から 1 m 以上	—	
	高さの 最高限度	地区計画の区域の境界からの斜線制限	—	<u>2 0 m</u>
	形態意匠	周辺環境と調和したものとする。		
	垣さく制限	周辺市街地に対する圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮する。		